資料２－２

暫定的減免税制度の適用期限の到来

令和元年 11 月８日
関税・外国為替等審議会
関　税　分　科　会
財　務　省　関　税　局

1	航空機部分品等の免税制度の取扱い

１．経　緯

本制度は、

① 航空機の部分品並びに航空機及びその部分品の製作に使用する素材、並びに

② 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット等の部分品並びにその製作に使用する素材

のうち国産困難と認められるものについて、その関税を免除するものである。

その目的は、公共性の高い航空運送事業の発展及び広範な技術波及効果を有する航空宇宙産業の国際競争力強化に資することであり、航空機部分品等の免税は昭和 26 年度に、宇宙開発用物品の免税は昭和 48 年度に、それぞれ導入された。

本制度は、航空宇宙産業における国産開発、国際競争力の度合等、その時々の制度を取り巻く状況を勘案しながら延長の適否を検討するため、暫定措置としている。また、制度の安定的運用及び定期的な制度の見直しの必要性を考慮して、３年を適用期限としている。

今般、令和２年３月 31 日に本制度の適用期限が到来するため、その後の取扱いを検討する必要がある。

２．検　討

現在、航空機産業において、日本企業は国際共同開発へ参画しているほか、約 50 年ぶりの国産旅客機の納入に向けて試験飛行を行っているものの、国産困難な部分品等については、輸入に依存せざるを得ない状況である。

また、宇宙産業においては、Ｈ３ロケットの開発のほか、民間企業による高精度衛星データ提供等の宇宙ビジネスが拡大しているところではあるが、国産困難な部分品等については、輸入に依存せざるを得ない状況である。

本制度は暫定的な制度であるため、定期的に見直しを行い、本制度の全部又は一部について必要性がなくなった場合は、その廃止を行うことが求められるが、航空宇宙産業の市場は拡大しているものの、国産困難な部分品等について、輸入に依存せざるを得ない状況に変わりはなく、当分の間、本制度の利用が見込まれる。

なお、本制度の適用期間を延長することが、関係業界からも要望されている。

３．改正の方向性

航空宇宙産業の状況に鑑み、本制度は引き続き必要ではないか。また。航空宇宙産業の状況及び本制度が航空宇宙産業の新しい技術開発や事業化を支援する政策であること等に鑑み、中期的な期間を設定することが妥当であり、本制度を延長するとした場合、従来どおり３年間延長することが適当ではないか。

２	加工再輸入減税制度の取扱い

１．経　緯

本制度は、我が国から加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品が､原則として輸出の日から１年以内に輸入される場合､その製品に課される関税のうち原材料相当分を軽減するものであり、昭和 44 年度に導入された。

対象となる輸入製品は、平成元年度以降順次追加され、現在は革製品（鞄、手袋等)、繊維製品（織物製衣類、ニット製衣類等）及び革製履物の甲となっている。

本制度は、原材料の国内生産者が、制度利用により国内生産を維持しつつ構造改善を行い、国際競争力をつけるまでの措置であり、国内産業の状況等を勘案の上、延長の適否を検討するため暫定措置としている。また、制度の安定的運用及び定期的な見直しの必要性を考慮して、３年を適用期限としている。

今般、令和２年３月 31 日に本制度の適用期限が到来するため、その後の取扱いを検討する必要がある。

２．検　討

現在、国内の繊維・皮革産業においては、安価な海外製原材料の品質が向上し、日本への輸入も増加しているところ、本制度の利用を通じて生産コストの削減を図ることで、国産原材料の利用を促進し、産業全体の国際競争力の維持・向上に努めているところである。

本制度は暫定的な制度であるため、国内産業構造の変化や制度の利用状況等に応じて、定期的に見直しを行い、本制度の全部又は一部について必要性がなくなった場合は、その廃止を行うことが求められるが、現在の繊維・皮革産業の状況を踏まえると、関連産業の競争力の維持・向上のため、本制度は引き続き必要であると考えられる。

なお、本制度の適用期間を延長することが、関係業界からも要望されている。

３．改正の方向性

繊維・皮革産業の状況に鑑み、本制度は引き続き必要ではないか。また、産業の構造改善や国際競争力の強化を支援するという政策の性格から、中期的な期間を設定することが妥当であり、本制度を延長するとした場合、従来どおり３年間延長することが適当ではないか。